

償却資産の種類と具体例

◆ 申告対象となる主な償却資産（種類別）

種類	種類の名称		課税の対象となる償却資産の例（事業用資産に限ります。）
第1種	構築物	構築物	構内舗装（駐車場の舗装も含む）、門、塀、広告塔、庭園、屋外給配水管、屋外排水溝、独立煙突、橋、緑化施設など
		建物附属設備	受変電設備、予備電源設備、貸借人による内装・内部造作など
第2種	機械及び装置		各種製造設備等の機械及び装置、旋盤・溶接機等の製造加工機械、クレーン等土木建設機械など
第3種	船	船	はしけ、ボート、漁船、客船、貨物船、工作船、水中翼船など
第4種	航空機	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
第5種	車両及び運搬具		<p>鉄軌道用車両、大型特殊自動車（分類番号が「0、00 から 09 及び 000 から 099」、「9、90 から 99 及び 900 から 999」の車両）、その他運搬車など</p> <p>【大型特殊自動車と小型特殊自動車の区分】</p> <p>次にあげる要件を1つでも満たす場合は大型特殊自動車ですので償却資産の申告が必要です。</p> <p>特殊自動車</p> <p>（1）車両の長さが4.70mを超えるもの</p> <p>（2）車両の幅が1.70mを超えるもの</p> <p>（3）車両の高さが2.80mを超えるもの</p> <p>（4）最高速度が毎時15kmより速いもの</p> <p>農耕作業車（大きさの要件はなく最高速度で分類されます。）</p> <p>（1）最高速度が毎時35km以上のもの</p> <p>小型特殊自動車に該当する場合は、軽自動車税の課税対象となります。</p>
第6種	工具、器具及び備品		パソコン、応接セット、陳列ケース、ルームエアコン、厨房用品、電子計算機、複写機、放送機器、電話機器、看板・ネオンサイン、コンテナ、理容及び美容機器、医療機器、遊戯器具、自動販売機など

◆ 申告対象となる主な償却資産（業種別）

事務所	応接セット、キャビネット、ロッカー、金庫、パソコン、タイムレコーダー、複写機、テレビ、看板、エアコン、その他
小売業	ショーウィンドー、陳列ケース、自動販売機、間仕切、冷蔵庫、冷凍庫、看板、ネオンサイン、エアコン、その他
喫茶・飲食店	カウンター、室内装飾品、放送設備、カラオケ機器、ガスレンジ等の厨房設備、レジスター、冷蔵庫、テレビ、看板、ネオンサイン、エアコン、その他
工場・作業所	受変電設備、旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、構内舗装、門、塀、溶接機、貯水設備、福利厚生設備、大型特殊自動車（0・00～09・000～099・9・90～99・900～999ナンバー）、看板、その他
印刷業	製版機、印刷機、裁断機、その他
建設業	大型特殊自動車（0・00～09・000～099・9・90～99・900～999ナンバー）、ブロックゲージ、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー、その他
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、ドライヤー、サインポール、レジスター、テレビ、看板、ネオンサイン、エアコン、その他
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス、ミシン、看板、その他
病院・診療所	ベッド、手術台、各種医療用機器、給食用厨房、レジスター、看板、エアコン、その他
駐車場業	受変電設備、屋外照明等の電気設備、舗装路面、門、塀、駐車装置（機械設備、ターンテーブル）、レジスター、その他
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、地下タンク、リフト、独立キャノピー、その他
不動産賃貸業 ビル・アパート	受変電設備、自家発電等の電気設備、屋外の給排水ガス設備、舗装路面、門、塀、庭園、植込み、看板、広告設備、通信放送機器、中央監視制御装置、集合郵便受、消火器、その他
パチンコ店	パチンコ台、パチスロ台、両替機、玉貸機、還元機、島設備、その他
テニスクラブ	テニスコート、フェンス、オートテニス設備、ガット張機、人工芝、駐車場設備、照明設備、レジスター、その他
ゴルフ練習場	フェンス、ネット設備、芝刈機、ボール洗浄機、ボール自動貸出機、集球設備、駐車場設備、照明設備、レジスター、その他
カラオケボックス	カラオケセット、接客用家具、駐車場設備、照明設備、その他
農業	田植機、稲刈機、脱穀機、コンバイン・トラクター等の大型特殊自動車、その他
漁業	漁船、GPS、巻上機、漁網、いけす、その他